

平成21年9月

# 人事行政の運営等の状況

和歌山県

# 目 次

## I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況	
2 職員の給与の状況	5
(1)総括	
(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(3)一般行政職の級別職員数等の状況	
(4)職員の手当の状況	
(5)特別職の報酬等の状況	
(6)公営企業職員の状況	
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	20
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	21
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
5 職員のサービスの状況	23
(1)育児休業及び部分休業の取得者数	
(2)育児短時間勤務の取得者数等	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	24
(1)研修状況	
(2)勤務成績の評定状況	
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	31
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況	
8 その他知事が必要と認める事項	32
定年退職者・勸奨退職者の再就職者数	

## II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	33
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	41
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	54
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	54

# I 人事行政の運営状況

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成21年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性	
I種	一般行政職	51	47	14
	総合土木職	7	7	
	建築職A	6	5	1
	建築職B	1	1	
	電気職	1	1	
	化学職	3	2	1
	農学職	4	4	
	林学職	2	2	1
	水産職	2	2	
	学校事務職	8	7	1
	警察事務職	17	10	3
小計	102	88	21	
II種	小計	0	0	0
III種	一般事務	5	5	1
	土木	2	2	
	学校事務	9	7	2
	警察事務	8	4	4
	小計	24	19	7
教員	小学校教員	144	142	93
	中学校教員	78	77	35
	高等学校教員	38	35	11
	特別支援学校教員	32	30	19
	養護教員	4	4	4
	実習助手	2	2	2
	小計	298	290	164
警察官	警察官A男性一般	85	45	
	警察官A女性一般	3	2	2
	警察官A男性武道・柔道	2	2	
	警察官A男性武道・剣道	1	1	
	警察官B男性一般	40	40	
	警察官B女性一般	2	2	2
	小計	133	92	4
資格免許職等	一般事務(身体障害者選考)	1	1	1
	医師	4	4	1
	獣医師	1	1	
	薬剤師	2	2	1
	保健師	1	1	1
	工業技術技師	2	2	
	臨床心理士	1		
	精神保健相談員	1	1	1
	専任教員	2	2	2
	看護師	1	1	1
	教官	1	1	
	学校事務(身体障害者選考)	1	1	
	司書	1	1	1
	学校栄養職員	5	4	4
	文化財専門員(民俗)	1	1	
	自然博物館学芸員	1	1	
	小計	26	24	13
合計	583	512	209	

(平成20年度:平成20年4月1日～平成21年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性	
I種	一般行政職	34	11
	総合土木職	11	
	建築職	5	1
	電気職	2	
	機械職	1	
	化学職A	3	
	農学職	7	4
	林学職	6	3
	水産職	1	
	学校事務職	3	1
	警察事務職	11	4
小計	84	24	
II種	土木職	1	1
小計	1	0	
III種	一般事務	5	
	土木	1	1
	農業	1	
	学校事務	4	1
	警察事務	5	2
	小計	16	4
教員	小学校教員	142	93
	中学校教員	73	34
	高等学校教員	41	15
	特別支援学校教員	28	19
	養護教員	7	7
	寄宿舎指導員	3	
	小計	294	168
警察官	警察官A男性一般	67	
	警察官A女性一般	5	5
	警察官A男性武道・柔道	1	
	警察官B男性一般	42	
	警察官B女性一般	3	3
	小計	118	8
資格免許職等	医師	5	
	獣医師	2	1
	薬剤師	2	
	保健師	1	
	工業技術技師	3	1
	臨床検査技師	3	1
	精神保健相談員	2	
	臨床心理士	1	1
	情報処理員	2	1
	専任教員	2	1
	看護師	3	3
学校栄養職員	6	6	
小計	32	15	
合計	545	219	

## (2)退職者数 (平成20年度)

(単位:人)

職種	区分 合計	定年退職		勸奨退職 (定年前希望退職を含む。)	普通退職		その他			
		勤務延長後の退職			在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	224	151	1	37	32	21				4
研究職	12	11			1					
医療職	19	9		4	6	2				
技能労務職	29	18		9						2
教育職	424	212		146	58	39		2		6
警察職	140	72		17	48	27				3
合計	848	473	1	213	145	89	0	2	0	15

- (注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)
- 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

## (3)再任用職員の採用・離職状況

(平成20年度)

(単位:人)

職種	区分 合計	再任用職員の採用者数										再任用職員の離職者数									
		常時勤務職員		短時間勤務職員		16時間以上 20時間未満		20時間以上 24時間未満		24時間以上 28時間未満		28時間以上 30時間未満		30時間以上 32時間以下		合計		常時勤務職員		短時間勤務職員	
		任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期満了	任期満了	任期満了	任期満了		
一般行政職	84	39		84	39					84	39					19	13			19	13
研究職	10	4		10	4					10	4					0	0				
医療職	8	4		8	4					8	4					1	1			1	1
技能労務職	12	6		12	6									12	6	4	3			4	3
教育職	17	7	17	7	0	0										11	3	11	3		
警察職	7	0		7	0					7						7	7			7	7
合計	138	60	17	7	121	53	0	0	0	109	47	0	0	12	6	42	27	11	3	31	24

## (4)再任用職員数

(平成21年4月1日現在)

(単位:人)

職種	区分 合計	常時勤務職員		短時間勤務職員																	
		任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	27時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新							
一般行政職	123	65	2	121	65					121	65										
研究職	11	10		11	10					11	10										
医療職	14	7		14	7					14	7										
技能労務職	16	8		16	8															16	8
教育職	26	6	26	6	0	0															
警察職	11	0		11	0					11											
合計	201	96	28	6	173	90	0	0	0	0	157	82	0	0	16	8					

(5)部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成21年4月1日現在) (単位:人)

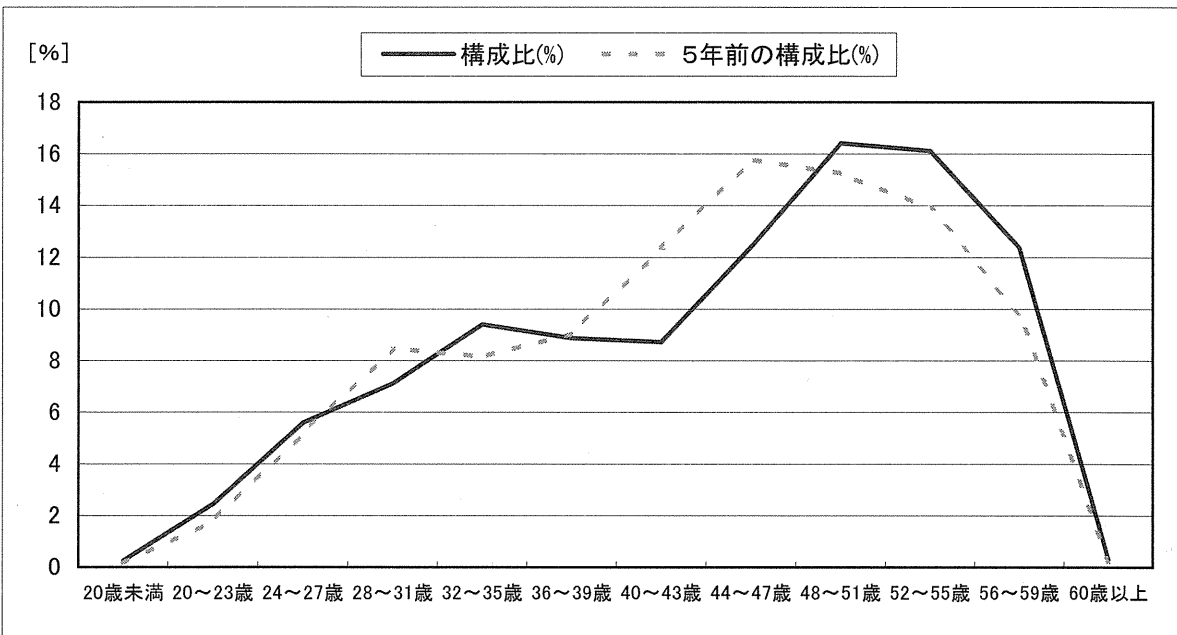
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等
		平成20年	平成21年		
普通会計部門	議会	33	33	0	・事務の統廃合及び縮小による減 ・振興局の再編等による減 ・和歌山国体及び全国植樹祭の開催に向けた体制整備による増 ・新農林水産業戦略プロジェクト推進体制整備による増 ・廃棄物等の適正処理のための監視指導体制強化による増
	総務企画	720	719	▲1	
	税務	167	168	1	
	民生	323	307	▲16	
	衛生	462	447	▲15	
	労働	61	57	▲4	
	農林水産	865	836	▲29	
	商工	214	211	▲3	
	土木	842	827	▲15	
	小計	3,687	3,605	▲82	
教育部門	9,657	9,536	▲121		
警察部門	2,459	2,453	▲6		
小計	15,803	15,594	▲209	(参考:人口10万人当たり職員数 1,501.2 人)	
公営企業等 会計部門	病院	237	214	▲23	
	その他	46	51	5	
	小計	283	265	▲18	
合計	16,086 [ 17,061 ]	15,859 [ 16,773 ]	▲227 [ ▲288 ]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,526.8 人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

(平成21年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人 39	人 387	人 888	人 1,130	人 1,492	人 1,406	人 1,384	人 1,967	人 2,602	人 2,556	人 1,961	人 47	人 15,859

(7) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

部 門	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政及び公営企業等部門	人 5,250	人 3,850	人 ▲ 1,400	% ▲ 26.7
一般行政部門	3,947	▲ 1,400人		
公営企業等部門	1,303			
特別行政部門	12,676	12,176	▲ 500	▲ 3.9
教育部門	10,245	▲ 500人		
警察部門	2,431			
合 計	17,926	16,026	▲ 1,900	▲ 10.6

(参考) 新行財政改革推進プランにおける定員管理の数値目標

部門	平成19年4月1日 職員数	平成25年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政及び 公営企業等部門	人 4,088	人 3,608	人 ▲ 480	% ▲ 11.7
特別行政部門 (教育・警察)	12,240	11,730	▲ 510	▲ 4.2
合 計	16,328	15,338	▲ 990	▲ 6.1

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在) (単位:人)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政及 び公営企業 等部門	職員数	5,250	4,176	4,088	3,970	3,870		—	3,850
	増 減		▲ 1,074	▲ 88	▲ 118	▲ 100		▲ 1,380 (98.6%)	▲ 1,400
特別行政 部門	職員数	12,676	12,387	12,240	12,116	11,989		—	12,176
	増 減		▲ 289	▲ 147	▲ 124	▲ 127		▲ 687 (137.4%)	▲ 500
合 計	職員数	17,926	16,563	16,328	16,086	15,859		—	16,026
	増 減		▲ 1,363	▲ 235	▲ 242	▲ 227		▲ 2,067 (108.8%)	▲ 1,900

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況(普通会計決算)

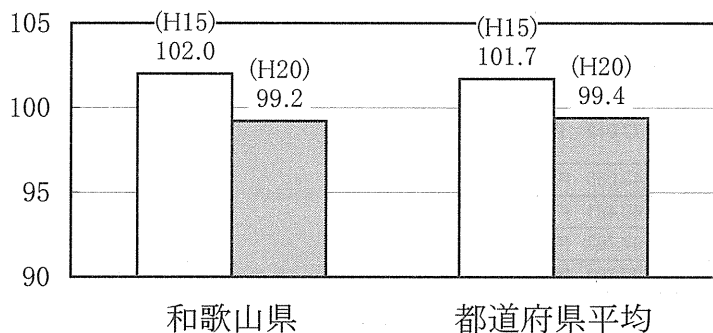
区分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成19年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
20年度	1,038,740	500,486,761	3,148,918	161,530,082	32.3	33.1

#### イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			期末・勤勉手当 千円	計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	計 千円			
20年度	15,876	72,186,094	13,595,529	30,414,264	116,195,887	7,319	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は平成20年4月1日現在の人数である。

#### ウ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。(平成20年4月1日現在)

#### エ 給与改定の状況

##### (ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
20年度	円 384,724	円 384,515	円 209	% 0.00	% 0.00	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### (イ) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
20年度	月 4.51	月 4.50	月 0.01	月 0.00	月 4.50	月 4.50

(注) 1 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。  
2 「年間支給月数」において、特定幹部職員(部・次長級)については、4.45月である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.7 歳	338,093 円	413,977 円
技能労務職	49.4 歳	344,112 円	386,587 円
うち用務員	49.9 歳	330,025 円	358,698 円
うち運転業務員	50.3 歳	359,098 円	421,194 円
うち守衛	48.8 歳	349,193 円	392,686 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	45.1 歳	395,710 円	450,063 円
小・中学校(幼稚園)教育職	46.8 歳	397,572 円	447,247 円
警察職	39.8 歳	325,574 円	443,676 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。  
 3 平成21年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	177,012 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高 校 卒	143,055 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,481 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	197,703 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	197,703 円	—
警 察 職	大 学 卒	195,228 円	203,100 円
	高 校 卒	163,053 円	158,100 円

(注) 平成21年度は管理職以外の職員は、給料の1%を減額している。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	259,474 円	311,889 円	370,288 円
	高 校 卒	216,846 円	264,541 円	309,954 円
技能労務職	高 校 卒	184,487 円	245,009 円	286,877 円
高等学校教育職	大 学 卒	301,080 円	353,025 円	394,024 円
小・中学校教育職	大 学 卒	302,833 円	355,894 円	390,336 円
警 察 職	大 学 卒	284,675 円	326,711 円	368,455 円
	高 校 卒	245,894 円	300,532 円	336,911 円

(注) 平成21年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ減額している。

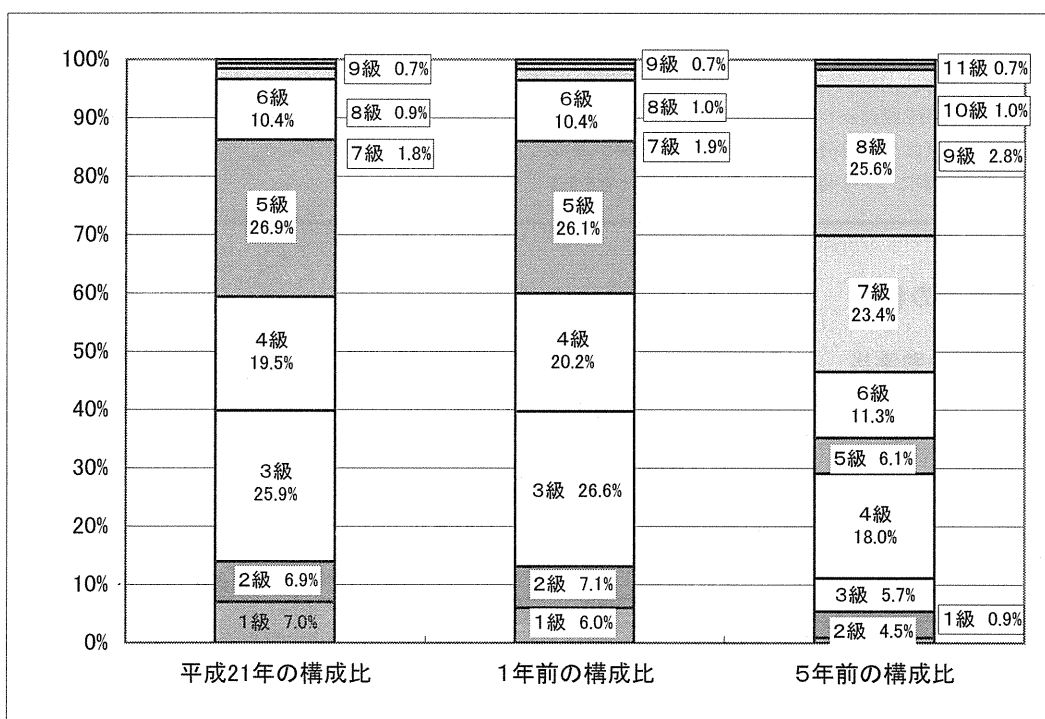


(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	28 人	0.7 %
8 級	局長	36 人	0.9 %
7 級	参事・課長	73 人	1.8 %
6 級	課長・副課長	420 人	10.4 %
5 級	課長補佐・班長・主任	1,083 人	26.9 %
4 級	主査	787 人	19.5 %
3 級	主査・副主査	1,044 人	25.9 %
2 級	主事・技師	276 人	6.9 %
1 級	主事・技師	282 人	7.0 %
計		4,029 人	100.0 %

- (注) 1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度から給料表の級区分が以下のとおり統合された。

旧給料表(H17年度まで)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
新給料表(H18年度から)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		

## イ 昇給への勤務成績の反映状況

### 1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

### 2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A～E)に格付けし、その評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0～6号給)を決定しています。

平成21年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

#### ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	4号給以上	2号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	22.2%	77.8%	0.0%
55歳以上	昇給号数	2号給以上	1号給	昇給なし
	人員分布率	19.2%	80.8%	0.0%

#### イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	4号給以上	3号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	28.7%	71.2%	0.1%
55歳以上	昇給号数	2号給以上	1号給	昇給なし
	人員分布率	11.7%	88.3%	0.0%

- ※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。
- ※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。
- ※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

## (4) 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,889 千円		—	
(平成20年度支給割合)		(平成20年度支給割合)	
期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員(部・次長級)の支給割合については、期末手当 2.6月分、勤勉手当 1.85月分である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 勤務実績の評定の実施状況			
平成17年6月勤勉手当分から、全職員を対象に評定期間(6月勤勉:12月2日～6月1日、12月勤勉:6月2日～12月1日)の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務実績を評定しています。			
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況			
全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率(特に優秀、優秀、良好(標準)、特に不良)を判定しています。			
平成20年12月支給の勤勉手当の実績は次のとおりです。			
(知事部局の一般行政職給料表適用者)			
ア 特定幹部職員(次長級以上の職員)			
	上位	標準	下位
成績率	121/100～106/100	91/100	76/100
人員分布率	14.5%	85.5%	0.0%
イ 特定幹部職員以外の職員			
	上位	標準	下位
成績率	102/100～87/100	72/100	57/100
人員分布率	35.6%	64.3%	0.1%

イ 退職手当(平成21年4月1日現在)

和歌山県				国			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分			退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～79,200円)の60月分		
(退職時特別昇給)	なし			(退職時特別昇給)	なし		
1人当たり平均支給額	369 千円	27,238 千円					

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。  
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		855,409 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		52,872 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	17 %	32 人	17 %
大阪市	14 %	4 人	14 %
和歌山市	3 %	6,579 人	3 %
橋本市	3 %	879 人	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0.5 %	8,311 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	27 人	14 %
平均支給率		1.7 %	1.5 %

- (注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市	15 %	15 %
和歌山市及び橋本市	3 %	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0 %	0 %
医師・歯科医師	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		639,741 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		70,784 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)		52.1 %	
手当の種類(手当数)		43	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防備訓練、救助訓練等の指導	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 2～4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	日額300円

火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	月額29,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	日額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業	日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	①(ア)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額6,400円 (イ)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額6,000円 ②(ア)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額3,400円 (イ)部活動で休日等に行うもの 日額2,400円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	日額 420円

交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	日額 280円(現場以外) 日額 560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証(検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断が、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(21時から5時まで)において行う業務	1回 1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	1時間 400円
航空手当	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)

警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	2,279,854 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	329 千円
支給実績(平成19年度決算)	2,271,608 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	321 千円

#### カ その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		2,142,130 千円	242,789 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家)最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅)3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	1,599,341 千円	194,875 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過することに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 410,900円	異なる	採用から21年以上について国と異なる支給額を適用	90,130 千円	2,907,418 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～24,500円 (2)四輪 2,000～44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000～24,500円	1,784,700 千円	129,598 円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	同じ		88,928 千円	314,233 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	8,157 千円	72,830 円
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			92,773 千円	183,709 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	349,263 千円	203,060 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000~12,000円 6時間超 9,000~18,000円	同じ		3,456 千円	40,659 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		177,566 千円	107,355 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	548,223 千円	181,591 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (33,700~126,400円)	同じ		1,165,342 千円	714,934 円



寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 1 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2 その他の職員 7,360円	同じ		3,761 千円	67,845 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する 教育職員に級号給に応じて 3,900～15,900円を支給			1,513,042 千円	176,386 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校 長及び教員に給料の5%(管理 職手当受給者は4%)を支給			52,846 千円	269,620 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の 授業及び実習を担当する教員に 給料の5%(定時制通信教育手 当受給者は3%)を支給			48,503 千円	246,211 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直 接農林漁業者に技術及び普及 指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額8%の範囲内)			5,885 千円	69,233 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕 著な業績を挙げたと認められる 職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		713 千円	713,440 円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区分		給 料	月 額	等
給料	知 事	1,137,400 円	(	1,210,000 )円
	副 知 事	893,000 円	(	950,000 )円
議員報酬	議 長	893,000 円	(	950,000 )円
	副 議 長	761,400 円	(	810,000 )円
	議 員	723,800 円	(	770,000 )円
期末手当	知 事	(平成20年度支給割合)		
	副 知 事	3.35 月分		
	議 長	(平成20年度支給割合)		
	副 議 長	3.35 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	121万円×在職月数×0.7	40,656,000	(任期毎)
		95万円×在職月数×0.5	22,800,000	(任期毎)

(注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、平成21年度は知事・副知事の給料、議長・副議長・議員の議員報酬をそれぞれ6%減額している。また、給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
20	532,830	194,543	201,978	37.9	37.2

区分	職員数 A	給 与 費			1人当たり給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円	
20	22	83,730	14,038	35,147	132,915	6,042

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成21年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.8 歳	347,492 円	519,100 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成20年度)		1,598 千円
(平成20年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.50 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~20%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成21年4月1日現在)

退職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分	
(退職時特別昇給		なし)	
1人当たり平均支給額		- 千円	27,591 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18~20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		2,162 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		98,284 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3.0 %	10 人	3.0 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0.5 %	10 人	0.5 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
和歌山市及び橋本市	3 %	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

d 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		4 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)		22.7 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、または水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのあるずい道内において調査又は検査	① 日額300円 ② 日額500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した現場(工業用水道の取水口及びずい道)において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	日額1,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	1,362 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	72 千円
支給実績(平成19年度決算)	1,158 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	61 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		3,654 千円	261,000 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	1,166 千円	83,314 円

通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～24,500円 (2) 四輪 2,000～44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000～ 24,500円	3,473 千円	165,369 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		2,381 千円	793,600 円

## イ 土地造成事業

### (ア) 職員給与費の状況

#### a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
20	1,222,076	▲ 430,478	15,056	1.2	0.7

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円	
20	2	7,533	1,611	3,326	12,470	6,235

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成21年3月31日現在の人数である。

### (イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
39.5 歳	353,101 円	521,673 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### (ウ) 職員の手当の状況

#### a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成20年度)		1,663 千円
(平成20年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.50 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～20%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### b 退職手当(平成21年4月1日現在)

退職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	
	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 ( 2%～20%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 ( 0円～50,000円)の60月分	
(退職時特別昇給	なし )	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		245 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		122,627 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3.0 %	2 人	3.0 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
和歌山市及び橋本市	3.0 %	3.0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

d 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成20年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)		-		%
手当の種類(手当数)		-		-
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	

e 時間外勤務手当

支給実績(平成20年度決算)	122 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	61 千円
支給実績(平成19年度決算)	67 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	34 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		566 千円	282,750 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	367 千円	183,600 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~24,500円	190 千円	95,160 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 一般職員の勤務時間の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00

#### (2) 一般職員の勤務時間の運用状況 (平成21年4月1日現在)

##### ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

##### イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

##### ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

#### (3) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成20年1月1日～平成20年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	122,157.1	34,676.3	3,145	11.0	28.4
教育委員会	132,075.0	37,555.0	3,380	11.1	28.4
警察本部	88,881.0	13,834.5	2,335	5.9	15.6

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

#### (4) 特別休暇の導入状況

(平成21年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 妊娠障害(つわり)	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)の日から産後8週間を経過する日までの期間
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内(子が2人以上の場合は、6日以内)
15 職員の子の婚礼	1日
16 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
17 忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
18 夏季	原則、連続する3日の範囲内の期間
19 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
20 感染症等	必要と認められる期間
21 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
22 出勤困難	必要と認められる期間

#### (5) 介護休暇の取得者数 (平成20年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)									
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
知事部局	男性職員	1	1	1								
	女性職員	2	2		1	1						
	計	3	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	4	4	1	3							
	女性職員	42	42	2	36	1	2		1			
	計	46	46	3	39	1	2	0	1	0	0	0
警察本部	男性職員	2	2	2								
	女性職員		0									
	計	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(20年度)

(単位:人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由・任命権者							
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	0	0	/	/	0	/
	教育委員会			/	/	0	/
	警察本部			/	/	0	/
	小計	0	0	/	/	0	/
(2)心身の故障の場合	知事部局	0	0	59	/	59	/
	教育委員会			93	/	93	/
	警察本部			55	/	55	/
	小計	0	0	207	/	207	/
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局	0	0	/	/	0	/
	教育委員会			/	/	0	/
	警察本部			/	/	0	/
	小計	0	0	/	/	0	/
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局	0	0	/	/	0	/
	教育委員会			/	/	0	/
	警察本部			/	/	0	/
	小計	0	0	/	/	0	/
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局	/	/	0	/	0	/
	教育委員会	/	/	/	/	0	/
	警察本部	/	/	/	/	0	/
	小計	/	/	0	/	0	/
(6)条例で定める事由による場合	知事部局	/	/	0	0	0	/
	教育委員会	/	/	/	/	0	/
	警察本部	/	/	/	/	0	/
	小計	/	/	0	0	0	/
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	0	59	0	59	/
	教育委員会	0	0	93	0	93	/
	警察本部	0	0	55	0	55	/
	合計	0	0	207	0	207	/
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局	/	/	/	/	/	0
	教育委員会	/	/	/	/	/	0
	警察本部	/	/	/	/	/	0
	小計	/	/	/	/	/	0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局	/	/	/	/	/	0
	教育委員会	/	/	/	/	/	0
	警察本部	/	/	/	/	/	0
	小計	/	/	/	/	/	0

(注)同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上している。

(2)懲戒処分者数(20年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	0	3	1	0	4
	教育委員会	1				1
	警察本部					0
	小計	1	3	1	0	5
(3)一般非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会				1	1
	警察本部					0
	小計	0	0	0	1	1
(4)収賄等関係	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局	0	1	0	0	1
	教育委員会			3	1	4
	警察本部					0
	小計	0	1	3	1	5
(6)監督責任	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	4	1	0	5
	教育委員会	1	0	3	2	6
	警察本部	0	0	0	0	0
	合計	1	4	4	2	11

(注)同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合、その数を重複して計上している。



## 5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (平成20年度) (単位:人)

区分	性別等	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得 者数	平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	
知事部局	男性職員	1			33				0.0%
	女性職員	26	4	3	26	26			100.0%
	計	27	4	3	59	26	0	0	44.1%
教育委員会	男性職員	2			133	1			0.8%
	女性職員	110		4	114	110		4	96.5%
	計	112	0	4	247	111	0	4	44.9%
警察本部	男性職員				112				0.0%
	女性職員	11	1		11	11			100.0%
	計	11	1	0	123	11	0	0	8.9%

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成20年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成19年度から平成20年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 育児短時間勤務の勤務形態 (20年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位:人)

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日あたり4時間	1日あたり5時間	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員						0
	女性職員	1	2				3
	計	1	2	0	0	0	3
教育委員会	男性職員						0
	女性職員	1	2	1			4
	計	1	2	1	0	0	4
警察本部	男性職員						0
	女性職員						0
	計	0	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の実施状況

(平成20年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4) 高齢者部分休業の実施状況

(平成20年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	1
警察本部	○	0

(5) 自己啓発等休業の実施状況

(平成20年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修状況 (平成20年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
一般研修	新規採用職員研修(前期、中期、後期)	知事部局職員(新規採用職員)	2	9	95	
	中堅職員研修	知事部局職員(採用後5年目の者)	2	2	76	
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級)	3	2	152	
	新任課長補佐研修	知事部局職員(新任課長補佐級)	3	2	129	
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	106	
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	2	76	
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新採職員)	1	2	39	
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	1	454	
	初任科	警察本部職員(新採警察官A)	2	364	66	
	初任科	警察本部職員(新採警察官B)	1	304	40	
	一般職員初任科	警察本部職員(新採一般職員)	2	59	18	
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官A)	2	121	90	
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官B)	1	80	30	
	幹部研修	警察本部職員(警部以上)	2	2	208	
人権研修	警察本部職員(警部補以下)	2	1	200		
特別研修	実践的問題解決研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	2	2	74	
	政策形成能力開発研修		1	2	32	
	企画力向上研修	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	2	2	37	
	政策形成能力向上研修		1	2	6	
	話し方講座	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	2	2	69	
	住民との対話能力向上研修		2	2	52	
	ロジカルコミュニケーション研修		1	2	23	
	プレゼンテーション研修	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	1	2	19	
	プレゼンテーション研修(講師養成)		1	2	6	
	交渉力強化研修		2	2	21	
	地方自治法講座		2	2	70	
	行政法講座(基礎)	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	2	2	58	
	地方公務員法講座		1	2	30	
	民法講座(基礎)		2	3	53	
	民法講座(演習)	知事部局職員(全職員)	1	2	17	
	条例研究講座		1	2	14	
	簿記・企業会計研修(基礎)		2	2	67	
	文章力養成講座	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	2	2	78	
	契約実務講座(基礎)		2	2	61	
	財務諸表の見方研修	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	1	2	40	
	統計分析講座		2	2	43	
	目標による管理研修		1	2	30	
	リスクマネジメント研修	知事部局職員(課長級昇任前の職員等)	2	2	68	
	カウンセリングマインド研修		2	2	80	
	職場風土革新研修		1	2	39	
	CS(住民満足度)向上研修		1	2	23	
	キャプテンシップ研修		1	2	13	
	タイムマネジメント研修	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	1	2	31	
	民間体験研修		1	3	4	
	NPO体験研修		1	3	7	
	職場研修委員研修	知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	1	79	
	現業技能員選考対象者研修	知事部局職員(現業技能員)	1	1	9	
	行政職への転任者研修	知事部局職員(現業職から行政職への転任者)	1	2	17	
	新規採用職員指導者研修	知事部局職員(新規採用職員指導者に任命された者)	2	1	81	
育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	12		
警察政策フォーラム「性犯罪」	警察本部職員	1	1	1		
警察政策フォーラム「参加型犯罪予防対策」		1	1	2		
セミナー	法務セミナー	知事部局職員(全職員)	1	1	44	
	会計事務適正化意識啓発セミナー	知事部局職員(会計事務担当者)	1	1	48	
	職場接遇向上セミナー	知事部局職員(全職員)	1	1	21	
	職場研修指導者セミナー	知事部局職員(職場研修委員)	4	1	325	
	人権・同和特別研修指導責任者セミナー	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	101	

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
基本研修	新任校長研修	教育委員会職員(管理職(校長))	2	2	68		
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職(教頭))	2	2	65		
	新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	1	81		
	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	19	201		
	初任者研修(宿泊研修)	教育委員会職員(新規採用教員)	1	2	201		
	5年経験者研修	教育委員会職員(5年経験者教員)	1	7	81		
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	18	103		
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(特別支援学級担任担当教員)	4	4	49		
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	12	12	6		
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者養護教員)	10	10	6		
	新規採用栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用栄養職員)	12	12	5		
	栄養職員経験者研修	教育委員会職員(栄養職員経験者)	10	10	9		
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	2	2	7		
	学校事務職員経験者研修	教育委員会職員(経験10年以上学校事務職員)	1	1	40		
	事務職員のための学校組織マネジメント研修	教育委員会職員(経験20年以上学校事務職員)	2	2	53		
専門研修	県立学校教務部長会議	教育委員会職員(教員)	1	1	65		
	県立学校進路指導部長会議		1	1	64		
	県立学校生徒指導部長会議		1	1	62		
	小・中学校研究主任研修		1	2	294		
	国語教育研修講座		2	2	73		
	社会科教育研修講座		2	2	51		
	算数・数学教育研修講座		2	2	46		
	理科教育研修講座		5	5	101		
	生活科研修講座		1	1	9		
	音楽科教育研修講座		1	1	20		
	技術・家庭研修講座		1	1	11		
	英語科教育研修講座		4	4	99		
	総合的な学習の時間研修講座		1	1	31		
	道徳教育研修講座		1	1	61		
	組織マネジメント研修講座		1	1	20		
	危機管理研修講座		1	1	48		
	人権教育研修講座		1	1	65		
	生徒指導研修講座		2	2	142		
	グループアプローチ研修講座		2	2	63		
	授業力向上研修講座		1	1	63		
	読解力向上研修講座		1	1	58		
	学習分析研修講座		1	1	26		
	司書教諭・学校司書等研修講座		教育委員会職員(教員・学校司書)	1	1	50	
	小規模校・複式校教育実践研修講座		教育委員会職員(教員)	1	1	11	
	環境教育研修講座			1	1	26	
	防災教育研修講座			1	1	41	
地域との共育を考える研修講座	1	1		47			
視覚障害児教育研修講座	1	1		27			
知的障害児教育研修講座	1	1		60			
肢体不自由児教育研修講座	1	1		36			
特別支援学校・特別支援学級担当教員スキルアップ研修講座	2	2		102			
通常の学級で進める特別支援研修講座	4	4		234			
管理職のための教育相談研修講座	1	1		25			
教育相談研修基礎講座	1	4		178			
教育相談研修応用研修	1	4		128			
ステップアップ研修(ジョイントカレッジ事業)	教育委員会職員(選考された職員)	32		34	26		
警部補任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査部長)	1		12	22		
巡査部長任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査長)	1	12	20			
捜査及び鑑識専務員任用科	警察本部職員(刑事警察任用予定者)	1	24	17			
交通任用科	警察本部職員(交通警察任用予定者)	1	5	14			
銃砲・火薬類実務専科		1	5	14			
鑑識任用専科	警察本部職員(警部補以下の警察官)	1	9	20			
職務質問専科		1	12	10			

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
専門	証人出廷専科	警察本部職員(警部補以下の警察官)	1	5	21		
	警護専科		1	5	18		
	少年警察実務専科		1	5	14		
	検視実務専科		1	5	13		
	緊急自動車運転技能者専科		1	8	5		
	総合実務専科		3	9	39		
	特殊犯捜査専科		1	10	20		
	看守任用専科		1	10	25		
	術科指導者(逮捕)専科		1	5	16		
	緊急二輪専科		1	16	10		
	組織犯罪捜査専科		1	5	19		
	情報管理専科		警察本部職員(係長以下の警察官)	1	5	14	
	サイバー犯罪捜査対策専科			1	5	13	
	警察安全相談・被害者対策専科			1	5	14	
総合実務専科	1	3		19			
情報教育	情報セキュリティ研修講座	教育委員会職員(管理職)	1	1	17		
	情報モラル研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	32		
	表計算ソフト研修講座		1	1	21		
	プレゼンテーションソフト研修講座		1	1	21		
	ICTを活用した教材研究研修講座		2	2	39		
	ロボット研究から見る人と情報研修講座		1	1	16		
	学校事務職員パソコン研修		2	2	52		
教育相談	地方教育相談推進研修会		教育委員会職員(教員)	1	7	54	
	教育相談主事等派遣事業等に係る研修	238		1	9,852		
長期研修	長期研修員研修	教育委員会職員(選考された職員)		1年	12		
	教員の長期社会体験研修			6月	10		
	教員の長期社会体験研修			1年	5		
合計					17,630		

## (2)勤務成績の評定状況

(平成20年度)

区分	勤務成績の評定の概要																																			
知事部局	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級職員</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次長級職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級 所属長職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の局長等</td> <td>本庁の部長等</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く</td> <td>所属長</td> <td>本庁の局長等</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)※所属長職員を除く</td> <td>振興局の部長等</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級以下及び現業職員(本庁)</td> <td>副課長等</td> <td>所属長</td> </tr> <tr> <td>“(出先)</td> <td>次長等 ※管理職手当受給者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>副部長等</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課長級職員には、管理職手当を受給している課長補佐級職員を含む。</p>		被評価者	第1次評価者	第2次評価者	部長級職員	本庁の部長等	—	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—	“(振興局)	振興局長	—	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等	“(振興局)	振興局長	—	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長	“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	—	“(振興局)	副部長等	—
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																	
	部長級職員	本庁の部長等	—																																	
	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—																																	
	“(振興局)	振興局長	—																																	
	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等																																	
	“(振興局)	振興局長	—																																	
	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等																																	
	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長																																	
	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長																																	
“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	—																																		
“(振興局)	副部長等	—																																		
評価の構成	<p>① 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価（「能力」を評価）</p> <p>② 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価（「実績」を評価）</p>																																			
評価要素	<p>① 職務行動評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 役割達成度評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </tbody> </table>			部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員														
部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率																																			
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																			
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																			
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方																																			
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																			
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																			
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																																			
課長級																																				
課長補佐級																																				
係長級																																				
一般職員																																				
現業職員																																				
評価方法	<p>① 職務行動評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 役割達成度評価 点数による絶対評価</p>																																			
自己評価の有無	<p>① 職務行動評価 有り</p> <p>② 役割達成度評価 ”</p>																																			
評価基準日	<p>① 職務行動評価 11月1日</p> <p>② 役割達成度評価 2月1日</p>																																			
評価対象期間	<p>① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 役割達成度評価 ”</p>																																			
評定結果の活用方法	<p>① 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料</p> <p>② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料</p>																																			

区分	勤務成績の評定の概要																																															
教育委員会	被評価者及び評価者	<p>(1)教育庁</p> <table border="1" data-bbox="576 327 1406 497"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長、参事</td> <td>教育長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課室長(室は附置室の長)</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副課長、教育企画員(課長級)</td> <td>課長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副課長</td> <td>課室長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)学校以外の教育機関</p> <table border="1" data-bbox="576 546 1406 784"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所・館長※</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副所・館長、主幹</td> <td>所・館長※</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>教育相談室長、紀南図書館長</td> <td>所・館長※</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副所・館長、主幹</td> <td>所・館長※</td> </tr> <tr> <td>教育相談室の職員</td> <td>教育相談室長</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>紀南図書館の職員</td> <td>紀南図書館長</td> <td>図書館長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※館長には館長職務代理者を含む。</p> <p>(3)派遣職員</p> <table border="1" data-bbox="576 866 1406 969"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財センターの職員</td> <td>事務局次長</td> <td>文化遺産課長</td> </tr> <tr> <td>地域教育主事(派遣社会教育主事)</td> <td>生涯学習課長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		被評価者	第1次評価者	第2次評価者	局長、参事	教育長	—	課室長(室は附置室の長)	局長	教育長	副課長、教育企画員(課長級)	課長	局長	上記以外の職員	副課長	課室長	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	所・館長※	局長	教育長	副所・館長、主幹	所・館長※	局長	教育相談室長、紀南図書館長	所・館長※	局長	上記以外の職員	副所・館長、主幹	所・館長※	教育相談室の職員	教育相談室長	所長	紀南図書館の職員	紀南図書館長	図書館長	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	文化財センターの職員	事務局次長	文化遺産課長	地域教育主事(派遣社会教育主事)	生涯学習課長	—
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																													
局長、参事	教育長	—																																														
課室長(室は附置室の長)	局長	教育長																																														
副課長、教育企画員(課長級)	課長	局長																																														
上記以外の職員	副課長	課室長																																														
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																														
所・館長※	局長	教育長																																														
副所・館長、主幹	所・館長※	局長																																														
教育相談室長、紀南図書館長	所・館長※	局長																																														
上記以外の職員	副所・館長、主幹	所・館長※																																														
教育相談室の職員	教育相談室長	所長																																														
紀南図書館の職員	紀南図書館長	図書館長																																														
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																														
文化財センターの職員	事務局次長	文化遺産課長																																														
地域教育主事(派遣社会教育主事)	生涯学習課長	—																																														
	評価の構成	<p>① 勤務成績評価 職務遂行上の能力、意欲、成績を評価するものであり、自己評価を行うとともに、評価者が被評価者の勤務成績を評価</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 職員が自ら職務上の目標を設定し、その達成状況を自己評価するとともに、第1次評価者及び第2次評価者が被評価者の業績を評価</p>																																														

区分	勤務成績の評定の概要														
教育委員会	評価要素	<p>① 勤務成績評価</p> <table border="1" data-bbox="536 309 1362 674"> <tr> <td data-bbox="536 309 836 365">局長、参事、課室長、所・館長</td> <td data-bbox="836 309 1362 365">識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 365 836 443">副課長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹</td> <td data-bbox="836 365 1362 443">知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 443 836 499">課長補佐級</td> <td data-bbox="836 443 1362 499">知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 499 836 555">指導主事、社会教育主事、教育相談主事</td> <td data-bbox="836 499 1362 555">知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 555 836 611">係長級、一般職員</td> <td data-bbox="836 555 1362 611">知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 611 836 674">現業職員</td> <td data-bbox="836 611 1362 674">注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> </table> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 業務達成に向けた過程における行動を、「積極性」「責任感」「協調性」「規律性」など意欲評価を中心に総合的に評価</p>		局長、参事、課室長、所・館長	識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	副課長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	課長補佐級	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	指導主事、社会教育主事、教育相談主事	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	係長級、一般職員	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	現業職員	注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量
	局長、参事、課室長、所・館長	識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	副課長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	課長補佐級	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	指導主事、社会教育主事、教育相談主事	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	係長級、一般職員	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	現業職員	注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
評価方法	<p>① 勤務成績評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>														
自己評価の有無	<p>① 勤務成績評価 有り</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>														
評価基準日	<p>① 勤務成績評価 11月1日</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 1月31日</p>														
評価対象期間	<p>① 勤務成績評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>														
評定結果の活用方法	<p>① 勤務成績評価 職員の意欲の向上や組織の活性化並びに人材育成及び適正配置のための資料</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 人材育成及び給与決定の資料</p>														
県立学校	被評価者及び評価者	<table border="1" data-bbox="536 1211 1362 1328"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 1211 836 1245">被評価者</th> <th data-bbox="836 1211 1098 1245">第1次評価者</th> <th data-bbox="1098 1211 1362 1245">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 1245 836 1279">校長</td> <td data-bbox="836 1245 1098 1279">教育長</td> <td data-bbox="1098 1245 1362 1279">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1279 836 1328">その他の職員</td> <td data-bbox="836 1279 1098 1328">校長</td> <td data-bbox="1098 1279 1362 1328">教育長</td> </tr> </tbody> </table>		被評価者	第1次評価者	調整者	校長	教育長	—	その他の職員	校長	教育長			
	被評価者	第1次評価者	調整者												
	校長	教育長	—												
	その他の職員	校長	教育長												
	評価の構成	職務の状況及び勤務の状況等に基づき評定													
	評価要素	<table border="1" data-bbox="536 1440 1362 1552"> <tr> <td data-bbox="536 1440 836 1496">校長</td> <td data-bbox="836 1440 1362 1496">教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1496 836 1552">その他の職員</td> <td data-bbox="836 1496 1362 1552">学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等</td> </tr> </table>		校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携	その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等								
	校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携													
その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等														
評価方法	3段階による絶対評価														
自己評価の有無	無し														
評価基準日	原則として9月1日														
評価対象期間	前年9月1日から8月31日まで														
評定結果の活用方法	勤務成績の評定を行うことにより、その結果に応じた措置を講ずる。														

区分	勤務成績の評定の概要																				
警察本部	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 282 858 327">被評定者</th> <th data-bbox="858 282 1066 327">第1次評定者</th> <th data-bbox="1066 282 1265 327">第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 327 858 371">参事官・所属長</td> <td data-bbox="858 327 1066 371">所管部長</td> <td data-bbox="1066 327 1265 371">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 371 858 416">次席・管理官・副署長等</td> <td data-bbox="858 371 1066 416">所属長</td> <td data-bbox="1066 371 1265 416">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 416 858 461">調査官・課長補佐・署課長等</td> <td data-bbox="858 416 1066 461">管理官等</td> <td data-bbox="1066 416 1265 461">次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 461 858 506">係長・主任・係員</td> <td data-bbox="858 461 1066 506">担当補佐・署課長等</td> <td data-bbox="1066 461 1265 506">管理官等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 506 858 551">初任科生</td> <td data-bbox="858 506 1066 551">担当教官</td> <td data-bbox="1066 506 1265 551">校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評定者	第1次評定者	第2次評定者	参事官・所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評定者	第1次評定者	第2次評定者																		
	参事官・所属長	所管部長	—																		
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																		
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																		
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																		
	初任科生	担当教官	校長補佐																		
評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 被評定者の勤務実績について、基礎的能力、仕事の姿勢、業務処理能力に着眼して評定</p> <p>② 人物評定 被評定者の人物面について、社会面、活動面、精神面等に着眼して評定</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 被評定者の学術について、学科、術科成績に基づき評定</p> <p>② 操行評価 被評定者の操行について、生活面、功労面等に着眼して評定</p>																				
評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 実行力、折衝力、責任感、積極性、正確性、迅速性等</p> <p>② 人物評定 誠実・実直、信望、忍耐力、は気、ち密、向上心等</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 学科、術科各科目の成績</p> <p>② 操行評価 責任感、積極性、規律等</p>																				
評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 勤務実績評定、人物評定を総合して5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 学術評価、操行評価を総合して5段階による絶対評価</p>																				
自己評価の有無	有り																				
評価基準日	年間評定 12月31日 半期評定 6月1日、12月1日																				
評価期間	年間評定 1月1日から12月31日まで 半期評定 12月2日から翌年6月1日まで、6月2日から12月1日まで 特別評定(初任科生) 初任教養期間中																				
評定結果の活用方法	昇任、降任及び転任等の人事異動 表彰、懲戒及び分限 昇給及び勤勉手当 指導教養及び監督																				



## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害・通勤災害の認定件数

(平成20年度)

区 分		件 数	区 分		件 数	区 分		件 数
公 務 災 害		91	通 勤 災 害		11	合 計		102
内 訳	知事部局	13	内 訳	知事部局	3	内 訳	知事部局	16
	教育委員会	28		教育委員会	5		教育委員会	33
	警察本部	50		警察本部	3		警察本部	53

(2)健康診断実施状況

(平成20年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,653	3,867	2,477
雇入時健康診断	新規採用職員	96		
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	20		29
ボイラー業務健康診断	ボイラー業務に従事する職員	1		
農業業務健康診断	農業取扱業務に従事する職員	169		
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	68		8
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	104		
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	79		
介護業務健康診断(腰痛検査)	県こども・障害者相談センターにおいて障害者を介護する職員のうち希望者、特別支援学校教職員のうち希望者	3	68	
給食業務健康診断	給食業務従事者	—	19	
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員(教育委員会は学校の教職員を除く。)	4,278	357	2,457
B型肝炎健康診断	血液取り扱い業務従事者のうち希望者、特別支援学校教職員のうち希望者	36	1,059	53
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	18		
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	96		578
ホルムアルデヒド取扱業務従事者健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	8		
海外派遣労働者健康診断	6か月以上海外へ派遣される職員及び6か月以上海外へ派遣され帰国した職員	1		
高気圧作業健康診断	高気圧作業に従事する職員(機動隊アキラング隊員)	—		29
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	4	3,421	
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	16		

(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況

(平成20年度)

	(財)和歌山県職員互助会	(財)和歌山県教育互助会	(財)和歌山県警察共助会
会 員 数	5,286人	10,046人	2,539人
掛 金	169,137千円	463,556千円	83,149千円
掛 金 率	(給料)×8/1000	(給料)×10/1000	(給料+扶養手当)×8/1000
補 助 金	0千円	0千円	0千円

(注)各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止した。

8 その他知事が必要と認める事項

区分	定年退職者・勸奨退職者の再就職者数										a のうち再就職者数					再就職しない者又は不明である者 n	
	平成19年度 退職者数 a	合計 b	県に再就職した者					県以外に再就職した者									
			再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m					
職種																	
一般行政職	202	108		45	5	4					4	6	32	7	5		94
研究職	13	8		5								1	1				5
医療職	18	7		4									3				11
技能労務職	21	8		6	1								1				13
教育職	370	10		10													360
警察職	92	70		7	29	1				1			17	16			22
合計	716	211		67	35	4	0	0	0	5	7	54	24	5			505

(平成20年度)

(単位:人)

## II 人事委員会の業務状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 競争試験の状況(平成20年度)

##### ア 採用試験

##### (ア) 試験の名称 I種(大学卒業程度)試験

- a 受験資格 (a) 昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人  
 (b) 昭和62年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成21年3月末日までに卒業見込みの人  
 (c) 人事委員会が(b)に該当する人と同等の資格があると認める人

##### b 第1次試験

実施日: 平成20年6月29日(日)

場所: 和歌山会場  
 県立向陽高等学校  
 田辺会場  
 県立田辺高等学校

##### c 最終試験

実施日: 平成20年8月5日(火)

場所: 県民文化会館

平成20年8月8日(金)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職	727	531	153	51	10.4
学校事務職	111	91	17	8	11.4
警察事務職	170	135	34	17	7.9
総合土木職	61	42	15	7	6.0
建築職A	24	20	12	6	3.3
建築職B	2	2	1	1	2.0
電気職	10	3	3	1	3.0
化学職	31	23	7	3	7.7
農学職	50	35	8	4	8.8
林学職	22	13	5	2	6.5
水産職	31	19	5	2	9.5
合計	1,239	914	260	102	9.0

試験区分のうち、建築職Aは勤務場所が主に知事部局となり、建築職Bは勤務場所が警察本部及び警察署等になります。

#### (イ) 試験の名称 III種(高校卒業程度)試験

- a 受験資格 昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人  
 ただし、学歴制限あり

##### b 第1次試験

実施日: 平成20年9月28日(日)

場所: 和歌山会場  
 県立星林高等学校  
 田辺会場  
 県立田辺工業高等学校  
 新宮会場  
 県立新宮高等学校

c 最終試験

実施日：平成20年10月29日(水)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	81	69	10	5	13.8
学校事務	117	98	19	9	10.9
警察事務	84	73	16	8	9.1
土木	7	6	5	2	3.0
合計	289	246	50	24	10.3

(ウ) 試験の名称 警察官A

- a 受験資格 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人  
 (a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成21年3月末日までに卒業見込みの人  
 (b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人  
 ※男性武道枠は別途資格要件あり

b 第1次試験

実施日：平成20年5月11日(日)

場所：和歌山会場

県立和歌山商業高等学校

田辺会場

県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日：平成20年6月9日(月)

場所：県民文化会館

}

和歌山ビッグ愛

平成20年6月12日(木)

和歌山ビッグホエール

d 最終試験

実施日：平成20年7月16日(水)

場所：県民文化会館

}

平成20年7月17日(木)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官A 男性一般	270	242	208	112	85	2.8
警察官A 女性一般	41	31	13	7	3	10.3
警察官A 男性武道(柔道)	2	2	2	2	2	1.0
警察官A 男性武道(剣道)	1	1	1	1	1	1.0
合計	314	276	224	122	91	3.0

(イ) 試験の名称 警察官B

- a 受験資格 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人  
 ただし、次の人は除く。  
 (a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成21年3月末日までに卒業見込みの人  
 (b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日：平成20年9月21日(日)

場所：和歌山会場

県立和歌山北高等学校

田辺会場

県立田辺工業高等学校

c 第2次試験

実施日：平成20年10月20日(月)

場所：県民文化会館

和歌山ビッグ愛

平成20年10月22日(水)

和歌山ビッグホエール

d 最終試験

実施日：平成20年11月20日(木)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官B 男性一般	281	220	140	68	40	5.5
警察官B 女性一般	44	36	10	5	2	18.0
合計	325	256	150	73	42	6.1

(オ) 試験の名称 第1回育休任期付職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 平成2年4月1日までに生まれた人

b 第1次試験

実施日：平成20年8月23日(土)

場所：和歌山会場

県民文化会館

田辺会場

田辺地域職業訓練センター

c 最終試験

実施日：平成20年9月8日(月)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	14	13	12	6	2.2
一般事務・紀中	2	1	1	1	1.0
一般事務・西牟婁	1	1	1	1	1.0
一般事務・東牟婁	1	1	1	—	—
林業・西牟婁	1	1	1	1	1.0
合計	19	17	16	9	1.9

試験区分のうち「和歌山」、「紀中」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

(a) 和歌山：和歌山市、海南市、海草郡

(b) 紀中：有田市、御坊市、有田郡、日高郡

(c) 西牟婁：田辺市、西牟婁郡

(d) 東牟婁：新宮市、東牟婁郡

(カ) 試験の名称 第2回育休任期付職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 年齢制限はなし

b 第1次試験

実施日：平成21年2月1日(日)

場所：和歌山会場

県民文化会館

c 最終試験

実施日：平成21年2月18日(水)

場所： 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	24	23	10	5	4.6
一般事務・紀北	12	11	9	4	2.8
学校事務・和歌山	4	4	3	1	4.0
学校事務・紀北	5	5	3	1	5.0
農業・和歌山	1	1	1	1	1.0
合計	46	44	26	12	3.7

試験区分のうち「和歌山」及び「紀北」の勤務地の範囲は次のとおりです。

(a) 和歌山：和歌山市、海南市、海草郡

(b) 紀北：橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡

イ 昇任試験

試験の名称 警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警部	112	16	7.0
警部補	182	44	4.1
巡査部長	405	64	6.3

(専門)

種別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警部	25	10	2.5
警部補	14	10	1.4

(2) 選考の状況(平成20年度)

ア 採用選考の状況

(ア) 公募選考試験の状況

a 試験の名称 獣医師、薬剤師及び保健師採用選考試験(Ⅰ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和44年4月2日以降に生まれた人  
(獣医師、薬剤師及び保健師とも定められた免許取得者又は平成21年春季までに免許取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成20年6月29日(日)

場所: 和歌山会場

県立向陽高等学校

田辺会場

県立田辺高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成20年8月5日(火)

場所: 県民文化会館

平成20年8月8日(金)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
獣 医 師	1	1	1	1	1.0
薬 剤 師	13	11	5	2	5.5
保 健 師	21	17	3	1	17.0

b 試験の名称 資格免許職等職員採用選考試験(Ⅲ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和44年4月2日以降に生まれた人  
(司書、学校栄養職員とも定められた資格免許取得者又は平成21年3月末日までに資格免許取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成20年9月28日(日)

場所: 和歌山会場

県立星林高等学校

田辺会場

県立田辺工業高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成20年10月29日(水)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
司 書	104	80	3	1	80.0
学 校 栄 養 職 員	96	71	10	5	14.2

c 試験の名称 県工業技術センター研究員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人

(b) 第1次試験

実施日: 平成20年7月29日(火)

場所: 県工業技術センター

(c) 最終試験

実施日: 平成20年9月8日(月)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
試験研究員(高分子化学技術系)	6	6	3	1	6.0
試験研究員(金属材料技術系)	6	6	3	1	6.0

d 試験の名称 県立自然博物館学芸員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人  
定められた資格取得者又は平成21年3月末日までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日：平成20年10月3日(金) 場所：県子ども・障害者相談センター

(c) 最終試験

実施日：平成20年10月29日(水) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
学 芸 員	32	10	3	1	10.0

※受験者数は、書類選考後の受験者数

e 試験の名称 身体障害者を対象とした県職員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和48年4月2日から平成3年年4月1日までに生まれた人  
身体障害者手帳(1級~4級)の交付を受けている人  
自力により通勤ができ、介護者なしに職務遂行できる人  
県内に居住している人

(b) 第1次試験

実施日：平成20年11月15日(土) 場所：和歌山ビッグ愛

(c) 最終試験

実施日：平成20年12月22日(月) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一 般 事 務	19	14	3	1	14.0
学 校 事 務	11	10	3	1	10.0

f 試験の名称 臨床心理士、精神保健相談員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和44年4月2日以降に生まれた人  
定められた資格取得者

(b) 第1次試験

実施日：平成20年12月14日(日) 場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成21年1月13日(火) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
臨 床 心 理 士	13	10	3	1	10.0
精 神 保 健 相 談 員	13	11	3	1	11.0

g 試験の名称 文化財専門員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和48年4月2日以降に生まれた人  
定められた資格取得者又は平成21年3月末日までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日：平成21年1月31日(土) 場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成21年2月18日(水) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
文 化 財 専 門 員	25	21	3	1	21.0



h 試験の名称 専任教員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和24年4月2日以降に生まれた人  
定められた免許取得者又は平成21年3月末日までに免許取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日：平成21年1月31日(土) 場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成21年2月18日(水) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
専任教員	3	3	2	2	1.5

i 試験の名称 第1回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 試験区分毎に定められた資格免許取得者

(b) 第1次試験

実施日：平成20年8月23日(土) 場所：和歌山会場  
県民文化会館  
田辺会場  
田辺地域職業訓練センター

(c) 最終試験

実施日：平成20年9月8日(月) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
栄養士・和歌山	1	1	1	1	1.0
保健師・東牟婁	1	1	1	1	1.0
専任教員・紀北	1	1	1	1	1.0
合計	3	3	3	3	1.0

j 試験の名称 第2回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 試験区分毎に定められた資格免許取得者

(b) 第1次試験

実施日：平成21年2月1日(日) 場所：和歌山会場  
県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成21年2月18日(水) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉	3	3	3	1	3.0
獣医師	2	2	2	1	2.0
試験研究員	4	4	3	1	4.0
合計	9	9	8	3	3.0

(イ) その他の選考の状況

職 任命権者	部長	次長	課長	課長補佐	係長	吏員	その他	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查長	巡查	現業職	計
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職									
知事	1	3	7	9	9	36	6								71
教育委員会			1	10	3	1									15
警察本部長								3	4	7	4	1	3		22
合計	1	3	8	19	12	37	6	3	4	7	4	1	3	0	108

イ 昇任選考の状況

職 任命権者	一般職					警察官					現業職	計	
	部長	次長	課長	課長補佐	係長	警視正	警視	警部	警部補	巡查部長	吏員		
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職								
知事	11	23	82	123	106								345
教育委員会		4	8	35	29								76
県議会議長			3										3
代表監査委員			2	1									3
人事委員会	1		1										2
警察本部長			2	4	11		25	47	32	23			144
合計	12	27	98	163	146	0	25	47	32	23	0		573

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成20年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

給与等に関する報告及び勧告のポイント

○ 給与改定

- ①月例給について、民間給与との較差(0.05%)が極めて小さいことから、改定なし
- ②期末・勤勉手当(ボーナス)について、民間の特別給の支給割合(4.51月)が、
  - ・一般職員については、その年間支給月数(4.50月)と概ね均衡しており、改定なし
  - ・特定幹部職員については、その年間支給月数(4.45月)を上回っていることから、0.05月分の引上げ(4.45月分→4.50月分) (平成20年12月分～)
- ③医師確保のため、初任給調整手当の支給月額を引上げ(326,900円→410,900円) (平成21年4月～)

○ 勤務時間の短縮

職員の勤務時間の短縮について、国や他の都道府県の動向を注視しながら検討を進めていく必要

ア 県職員給与

県職員の代表的な職種である行政職給料表適用職員の給与等の実態は次のとおりです。なお、県職員の給与は、職員の給与に関する条例等の特例措置により、平成20年4月から平成21年3月までの間、給料の減額(管理職員2%、一般職員1%)が行われており、平成20年4月に実際に支払われた県職員の給与額は、「減額後」の額です。

県職員給与等(平成20年4月分)

区分	職員数	平均年齢	給与月額	
			減額前	減額後
行政職	3,955人	42.7歳	384,515円	380,370円

※ 全職員(職員数 15,568人 平均年齢 44.4歳 給与月額 410,816円(減額前)、406,629円(減額後))

イ 民間給与と県職員給与との比較

前記アのとおり、県職員の給与は特例措置による減額が行われていますが、この措置が本県の厳しい財政状況によりとられている時限的な措置であるということを考慮して、県職員の給与を検討するに当たっては、減額前の県職員の給与を基に民間給与との比較を行いました。

(7) 民間給与と県職員給与との公民較差(平成20年4月分)

民間の給与	職員の給与	較差
384,724円	384,515円	209円(0.05%)

※ 減額後の職員の給与 380,370円(較差 4,354円、1.14%)

(イ) 民間の特別給(ボーナス)の支給割合(平成19年8月～平成20年7月)

民間の年間支給割合	特定幹部職員を除く職員の年間支給月数	差
4.51月分	4.50月分	0.01月分
	特定幹部職員の年間支給月数	差
	4.45月分	0.06月分

## ウ 平成20年の給与改定の内容

以上の調査の結果を踏まえた本年の給与改定の内容は、次のとおりです。

- (ア) 月例給については、以下の事情を総合的に勘案し、本年は改定を行わないことが適切であると判断しました。
- a 給料表については、本年の公民較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないこと。
  - b 諸手当については、民間の各手当の支給状況を踏まえると、改定する特段の必要性は認められないこと。
  - c 人事院が、本年4月の官民較差（136円、0.04%）に基づく給与改定を見送ったこと。

(イ) 期末・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合が4.51月であることから、次のように判断しました。

- a 職員（特定幹部職員を除く。）の年間支給月数は民間の特別給の年間支給割合と概ね均衡していることから、本年は改定を行わないことが適当である。
- b 特定幹部職員については、昨年、勤勉手当の改定が見送られ、期末・勤勉手当の年間支給月数は4.45月となっている。本年の民間の年間支給割合や一般の職員との均衡を考慮すれば、特定幹部職員の勤勉手当の年間支給月数については、0.05月分引き上げることが適当である。  
また、5号給以上の給料月額を受ける第1号任期付研究員及び5号給以上の給料月額を受ける特定任期付職員の期末手当についても、特定幹部職員と同様に支給月数を引き上げることが適当である。

（特定幹部職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
20年度 期末手当 勤勉手当	1.2月（支給済み） 0.925月（支給済み）	1.4月（改定なし） 0.975月（現行0.925月）
21年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.2月 0.95月	1.4月 0.95月

(ウ) 病院等に勤務する医師の確保が社会的な問題となっている中、勤務医の確保のため、とりわけ適切な給与水準の確保が必要とされています。本県においても、医師の確保は喫緊の課題であり、初任給調整手当の支給月額の限度を人事院勧告の改定内容に準じて410,900円に改定することが適当であると判断しました。

(エ) 改定の実施時期

平成21年4月1日（(イ)のbについては平成20年12月1日）

## エ 勤務時間の短縮

勤務時間の短縮について、次のとおり報告しました。

人事院は、平成16年から本年まで実施した職種別民間給与実態調査等における民間の所定労働時間が、職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で定着したことや仕事と家庭の調和への寄与の観点等から、職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定する旨の勧告を行った。

また、本委員会が行った同様の調査結果によると、県内民間企業の所定労働時間が、職員の勤務時間より1日15分、1週1時間程度短くなっている。

地方公務員法第24条第5項は、職員の勤務時間の決定に当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない旨定めており、本県の職員の勤務時間については、これまでも国や他の都道府県との間に権衡を失ないように考慮されて改定されてきたところである。

このため、勤務時間の改定に係る国や他の都道府県の動向を注視しつつ、本県の勤務時間の短縮について検討を進めていく必要がある。

なお、検討に当たっては、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持するとともに行政コストの増加を招かないよう十分注意する必要がある。

## オ 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題について、次のとおり報告しました。

### (ア) 人材の確保

今年度の職員採用 I 種試験において人物試験を主体とする 2 次試験をより重視するよう改めたところであるが、今後も、高い資質と能力を持った人材を確保するため、更に効果的な採用試験の実施方法について、検討を進めていくこと。

### (イ) 女性職員の登用の拡大

女性職員の登用に当たっては、仕事と生活の調和の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実等が課題として挙げられるところであり、本年 4 月、国において策定された「女性の参画加速プログラム」を参考としつつ、登用の拡大に向けた取組を進めていくことが適当であること。

### (ウ) 人事評価制度の充実

人事評価制度については、今後も必要に応じ、評価基準や評価手続を始めとする制度の見直しを行い、信頼性をより一層高めるとともに、評価制度が職員の育成を図るための有効な手段であることを改めて認識し、職員の能力向上に努め、ひいては組織の力を高めていくことが適当であること。

### (エ) 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

#### a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務については、今後も、勤務時間終了後の早期退庁の奨励、業務処理体制の見直し、職員の意識改革等の具体的な取組を着実に実施し、その縮減に努める必要があること。

年次有給休暇については、計画的な取得のため、各職場において進行管理を着実に実施するなど、取得の促進に積極的に取り組んでいく必要があること。

#### b 両立支援の推進

職員のニーズに合わせて、育児休業制度、育児短時間勤務制度や介護休業制度が活用されるよう、制度の十分な周知に努めるなど、積極的な取組が必要であり、とりわけ、男性職員への制度の周知等の取組をより一層進める必要があること。

#### c 心の健康づくりの推進

今後も職員の心の健康づくりのための取組を継続的に実施するとともに、職員の円滑な職場復帰のための支援策の充実に努める必要があること。

### (オ) 退職管理

本年人事院勧告において、国家公務員の定年年齢について、段階的延長の検討を進める旨言及されたところであり、現行再任用制度との整合性を含め、その動向を注視していくこと。

(2) 報告資料

ア 職員の給与

(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			警察本部長	海区漁業調整委員会	
		平成19年4月	増減	人				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校			人
全		15,568	△ 220	15,788	3,619	31	18	328	3,007	6,101	12	2,451	1
行政職		3,955	△ 110	4,065	3,083	31	18	306	197	-	12	307	1
研究職		199	△ 5	204	185	-	-	-	-	-	-	14	-
医療職(1)		28	△ 1	29	28	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		115	△ 2	117	106	-	-	-	9	-	-	-	-
医療職(3)		215	△ 6	221	215	-	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		65	2	63	-	-	-	-	-	65	-	-	-
学校事務職員		344	△ 11	355	-	-	-	-	-	344	-	-	-
計		4,921	△ 133	5,054	3,617	31	18	306	206	409	12	321	1
高等学校等教育職員		2,752	△ 57	2,809	-	-	-	-	2,752	-	-	-	-
県立中学校教育職員		48	15	33	-	-	-	-	48	-	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,714	△ 70	5,784	-	-	-	22	-	5,692	-	-	-
計		8,514	△ 112	8,626	-	-	-	22	2,800	5,692	-	-	-
警察官		2,130	23	2,107	-	-	-	-	-	-	-	2,130	-
特定任期付職員		1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
特定業務等従事任期付職員 医療職(2)		1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
第1号任期付研究員		1	0	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 再任用職員は、含まれていない(以下、(ロ)の表までについて同じ)。  
 2 行政職及び研究職には、一般任期付職員をそれぞれ2人及び1人含んでいる。  
 3 一般任期付職員、特定任期付職員、特定業務等従事任期付職員及び第1号任期付研究員については、(イ)から(ロ)までの表の集計から除いている。

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
	全	15,562	44.4	21.0
一般職員	行政職	3,953	42.7	19.4
	研究職	198	43.0	17.7
	医療職(1)	28	41.2	9.8
	医療職(2)	115	42.9	17.1
	医療職(3)	215	45.1	19.6
	学校栄養職員	65	40.8	17.3
	学校事務職員	344	43.7	23.5
	計	4,918	42.9	19.5
教育職員	高等学校等教育職員	2,752	45.1	20.7
	県立中学校教育職員	48	41.4	16.2
	市町村立小・中学校等教育職員	5,714	47.0	23.4
	計	8,514	46.4	22.5
	警察官	2,130	40.3	18.3
平成19年4月 全		15,782	44.7	21.3

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
	%	%	%	%	%	%	%	
全	100.0	74.1	12.1	13.6	0.2	63.5	36.5	
一般職員	行政職	100.0	70.0	9.8	20.0	0.2	81.7	18.3
	研究職	100.0	91.9	6.1	2.0	-	86.9	13.1
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	78.6	21.4
	医療職(2)	100.0	70.4	29.6	-	-	63.5	36.5
	医療職(3)	100.0	33.0	40.5	26.5	-	30.2	69.8
	学校栄養職員	100.0	40.0	60.0	-	-	1.5	98.5
	学校事務職員	100.0	2.6	42.5	54.9	-	25.6	74.4
	計	100.0	64.3	14.3	21.2	0.2	74.2	25.8
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	92.8	5.8	1.4	-	59.7	40.3
	県立中学校教育職員	100.0	95.8	4.2	-	-	58.3	41.7
	市町村立小・中学校等 教育職員	100.0	82.4	17.5	0.1	-	44.4	55.6
	計	100.0	85.8	13.6	0.6	-	49.4	50.6
警察官	100.0	50.0	0.8	48.3	0.9	95.0	5.0	
平成19年4月 全	100.0	72.9	12.5	14.4	0.2	63.8	36.2	



## (工) 職員の給料表別平均給与月額

給料表	区分	給料月額	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
		円	円	円	円	円	円
	全	375,257 (379,444)	11,095	8,357	394,709 (398,896)	11,920	406,629 (410,816)
一般職員	行政職	342,772 (346,917)	13,204	9,983	365,959 (370,104)	14,411	380,370 (384,515)
	研究職	359,062 (363,318)	14,333	8,179	381,574 (385,830)	16,029	397,603 (401,859)
	医療職(1)	412,852 (419,036)	10,518	69,248	492,618 (498,802)	304,496	797,114 (803,298)
	医療職(2)	339,416 (342,932)	11,109	5,957	356,482 (359,998)	6,626	363,108 (366,624)
	医療職(3)	370,084 (373,781)	8,923	4,661	383,668 (387,365)	4,231	387,899 (391,596)
	学校栄養職員	322,619 (325,877)	2,754	5,379	330,752 (334,010)	3,175	333,927 (337,185)
	学校事務職員	347,053 (350,558)	5,844	5,393	358,290 (361,795)	4,807	363,097 (366,602)
	計	344,975 (349,045)	12,345	9,539	366,859 (370,929)	14,679	381,538 (385,608)
教育職員	高等学校等教育職員	400,048 (404,096)	10,701	8,372	419,121 (423,169)	8,352	427,473 (431,521)
	県立中学校教育職員	370,821 (374,916)	11,052	9,081	390,954 (395,049)	11,119	402,073 (406,168)
	市町村立小・中学校等 教育職員	405,349 (409,941)	9,057	7,091	421,497 (426,089)	12,102	433,599 (438,191)
	計	403,440 (407,854)	9,600	7,517	420,557 (424,971)	10,884	431,441 (435,855)
	警察官	332,515 (336,070)	14,186	8,988	355,689 (359,244)	9,690	365,379 (368,934)
平成19年4月 全		381,678 (385,944)	11,086	8,183	400,947 (405,213)	12,004	412,951 (417,217)

(注) 1 給料月額には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「切替に伴う差額」を含む。  
2 ( ) 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

## イ 民間の給与

### (7) 職種別民間給与実態調査の概要

平成20年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成20年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

#### c 調査の範囲

##### (a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された246事業所

##### (b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

#### d 調査対象の抽出

##### (a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、規模、産業によって15層に層化し、これらの層から118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ) 産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

##### (b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### e 集計

##### (a) 調査実人員

初任給関係271人（行政職に相当する調査実人員204人）、初任給関係以外の調査職種4,216人（行政職に相当する調査実人員3,218人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は11,216人であり、行政職に相当するものは、7,963人である。）

##### (b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模 規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
産業計	事業所 112	事業所 5	事業所 5	事業所 7	事業所 36	事業所 59	事業所 43	事業所 42	事業所 27
建設業	11	-	1	1	-	9	5	2	4
製造業	43	3	2	1	16	21	8	21	14
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	28	1	1	3	9	14	14	6	8
卸売業、小売業	5	-	1	-	1	3	3	1	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	10	-	-	1	1	8	8	2	-
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	15	1	-	1	9	4	5	10	-

(注) 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が6事業所あった。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	企業規模		
			500人以上	100人以上500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	192,572	192,722	192,238	※ 192,739
	短大卒	160,556	※ 170,388	※ 143,930	※ 168,319
	高校卒	159,377	160,669	157,973	156,022

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にも支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

## (工) 職種別、学歴別民間給与額

職種名	調査実人員	平均年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	53.8	901,908	477	901,431	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	52.1	828,200	811	827,389	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	54.4	958,032	-	958,032	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	3	50.4	916,935	-	916,935	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	50.4	916,935	-	916,935	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	96	52.6	585,459	2,091	583,368	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	72	52.4	613,102	1,173	611,929	
	短大卒	5	51.6	495,951	1,358	494,593	
	高校卒	18	53.3	520,066	5,769	514,297	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	49	52.6	577,149	2,422	574,727	同 上
	大学卒	25	53.4	627,670	211	627,459	
	短大卒	10	52.5	548,320	763	547,557	
	高校卒	13	51.8	514,636	7,598	507,038	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	事務部次長	48	51.5	550,966	1,934	549,032	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職
大学卒	37	51.4	566,012	2,518	563,494		
短大卒	5	52.8	434,518	-	434,518		
高校卒	6	51.4	553,103	-	553,103		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	20	50.9	554,874	-	554,874	同 上	
大学卒	10	49.0	580,107	-	580,107		
短大卒	7	54.3	523,757	-	523,757		
高校卒	3	48.2	550,766	-	550,766		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	154	48.1	579,083	4,605	574,478	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	106	47.2	604,441	4,891	599,550		
短大卒	6	52.7	408,302	28,598	379,704		
高校卒	38	49.3	537,281	785	536,496		
中学卒	4	53.4	568,532	-	568,532		
技術課長	151	48.1	559,335	5,547	553,788	同 上	
大学卒	63	44.7	534,245	7,387	526,858		
短大卒	23	48.9	533,956	3,853	530,103		
高校卒	65	51.0	591,890	4,400	587,490		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実人員	平均年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 関係 職 種	事務課長代理	92	46.3	557,565	70,269	487,296	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
	大学卒	58	43.9	557,990	57,714	500,276	
	短大卒	2	52.5	460,336	-	460,336	
	高校卒	31	51.4	563,316	105,360	457,956	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術課長代理	73	50.0	474,446	30,849	443,597	同 上
	大学卒	24	45.4	454,862	11,125	443,737	
	短大卒	10	50.2	457,096	4,342	452,754	
	高校卒	37	52.6	482,926	47,462	435,464	
	中学卒	2	58.2	630,707	112,728	517,979	
	事務係長	177	46.1	463,936	38,704	425,232	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職
	大学卒	75	43.3	442,826	38,403	404,423	
	短大卒	13	45.3	428,195	26,812	401,383	
	高校卒	85	47.7	488,078	41,486	446,592	
	中学卒	4	57.5	418,129	20,541	397,588	
	技術係長	206	45.4	506,194	69,525	436,669	同 上
	大学卒	58	40.3	464,803	65,331	399,472	
	短大卒	25	42.8	479,140	84,372	394,768	
	高校卒	121	48.3	529,331	66,721	462,610	
	中学卒	2	56.1	630,775	151,362	479,413	
事務主任	136	41.3	378,402	50,951	327,451		
大学卒	56	38.3	382,512	63,869	318,643		
短大卒	21	42.4	340,728	23,471	317,257		
高校卒	58	43.6	387,361	48,162	339,199		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	119	43.6	424,267	69,453	354,814		
大学卒	27	38.2	364,672	63,952	300,720		
短大卒	10	38.7	368,623	67,538	301,085		
高校卒	80	45.7	449,779	73,794	375,985		
中学卒	2	55.0	507,275	11,384	495,891		
事務係員	1,090	35.4	306,797	32,945	273,852		
大学卒	458	32.4	298,607	36,576	262,031		
短大卒	196	35.0	293,482	27,639	265,843		
高校卒	430	38.3	320,400	31,207	289,193		
中学卒	6	54.0	352,147	52,739	299,408		
技術係員	796	36.9	368,964	57,984	310,980		
大学卒	258	33.1	338,839	66,437	272,402		
短大卒	84	37.7	376,916	57,531	319,385		
高校卒	449	38.7	383,720	53,526	330,194		
中学卒	5	55.4	394,446	49,451	344,995		

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成20年4月分平均支給額をXとしている。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	384,724 円	380,370 円	4,354 円 ( 1.14%)
		384,515 円	209 円 ( 0.05%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、  
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	前年度未 未処理件数 (事案件数) A	平成20.4.1~ 21.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成20.4.1~ 21.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左 の 内 訳		平成21.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成19年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成20年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措 置 要 求	0	0	0	0	0	0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分	前年度未 未処理件数 (事案件数) A	平成20.4.1~ 21.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成20.4.1~ 21.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左 の 内 訳		平成21.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成19年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成20年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分 限 処 分	0	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	27 (5)	1 (1)	0	0	0	28 (6)
免 職	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)
戒 告	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)



和歌山県報

平成二十一年九月二十九日

号外

別冊